# 尾張旭市地域福祉計画推進会議開催要綱

（趣旨）

第１条　尾張旭市地域福祉計画（以下「計画」という。）の進行管理にあたり、幅広い視点から専門的な意見を聴取するため、尾張旭市地域福祉計画推進会議（以下「推進会議」という。）の開催について、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　推進会議は、次に掲げる事項について必要な活動を行う。

(1)　計画の推進に関すること。

(2)　その他地域福祉の推進に必要な事項に関すること。

（構成）

第３条　推進会議は、１０人以内の構成員をもって組織し、次に掲げる者により構成する。ただし、構成員は尾張旭市地域福祉計画策定会議（以下「策定会議」という。）の構成団体又は、策定会議の構成員とする。

(1)　学識経験者

(2)　福祉関係団体

(3)　市民公募者

(4)　その他、市長が必要と認める者

（座長）

第４条　推進会議に座長を置き、座長は構成員の互選によってこれを定める。

２　座長は、会務を総理する。

３　座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する構成員がその職務を代理する。

（会議）

第５条　推進会議は、必要に応じ座長が招集する。

２　推進会議は、必要に応じて関係者、関係団体等の意見を聞くことができる。

（謝礼）

第６条　構成員には、会議の出席に対して、予算の定める範囲内において謝礼を支給することができる。

（庶務）

第７条　推進会議に関する庶務は、尾張旭市健康福祉部地域福祉課及び尾張旭市社会福祉協議会事務局において行う。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、座長が定める。

附　則

この要綱は、平成２８年１１月３０日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年３月３０日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。